

## ○知事が指定する電柱又は街灯柱

- 1 条例第5条第1号の規定により指定された道路の区間内の交差点（当該道路に交差する道路の幅員が2メートル未満のものを除く。）から30メートル以内の道路上に設置されたもの
- 2 道路の分離帯及び交差路上の路上施設に設置されたもの
- 3 橋りょうに設置されたもの
- 4 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の禁止地域に関する告示（昭和42年山口県告示第156号の2）2及び3の区域から30メートル以内に設置されたもの
- 5 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に準ずる公園に設置されたもの